

令和4年（2022年）11月7日
厚生委員会資料
地域支えあい推進部地域活動推進課

家事支援用品の購入支援事業の実施について

1 目的

中野区で子育てをする家庭を応援するため、令和4年度において1・2歳児を養育する家庭に対し、5万円相当分の家事支援用品の購入権利を付与することにより家事負担を軽減し、子育て環境の向上を図る。

本事業は、令和4年度東京都補助事業「とうきょうママパパ応援事業」による補助金を用いて実施する。

2 対象者の条件

基準日（令和4年12月1日）時点で中野区内に住民登録のある、1歳又は2歳児童（生年月日が平成31年4月2日～令和4年4月1日の児童）を、保育サービス（注）の利用をせずに養育している家庭（※給付は対象児童単位）

なお、配偶者等（親族等を含む）からの暴力を理由に区内に住民票を移さずに避難している者が、保育サービスの利用をせずに児童を養育している場合も本事業の対象とする。

（注）認可保育所、認定こども園、認証保育所など

3 給付内容

対象児童1人当たり5万円分の家事支援用品の購入権利を付与する。

※カタログサイトに掲載されている商品5万円分を購入できる。

4 事業概要

(1) 勸奨通知の送付（令和4年12月中）

基準日に中野区に住民登録がある対象者のうち、保育サービスを利用していない児童の保護者に対し、区が委託した事業者（以下、「事業者」という）から勸奨通知を送付する。

(2) 給付申請受付

勸奨通知を受け取った者は、要件を確認の上、事業者が用意する給付申請サイトに給付申請の登録を行う。

(3) 給付決定

区は給付申請について確認・決定する。給付決定した者に対し、事業者から給付決定通知及び購入サイトへの個別ログイン情報を送付する。

(4) 家事支援用品の購入、発送

給付決定通知を受け取った者は、事業者が用意する購入サイトにログインし、WEBカタログで5万円分の家事支援用品を購入する。

購入した商品は、事業者から住所宛に送付する。

(5) コールセンターの設置

問合せ対応のため、事業者によるコールセンターを設置する。

5 スケジュール

令和4年11月 契約締結

12月 勸奨通知の発送、区報12月20号掲載

令和5年 1月 申請確認、給付決定通知の発送

2月 購入サイト開設（商品購入）

3月 商品発送の終了（事業終了）